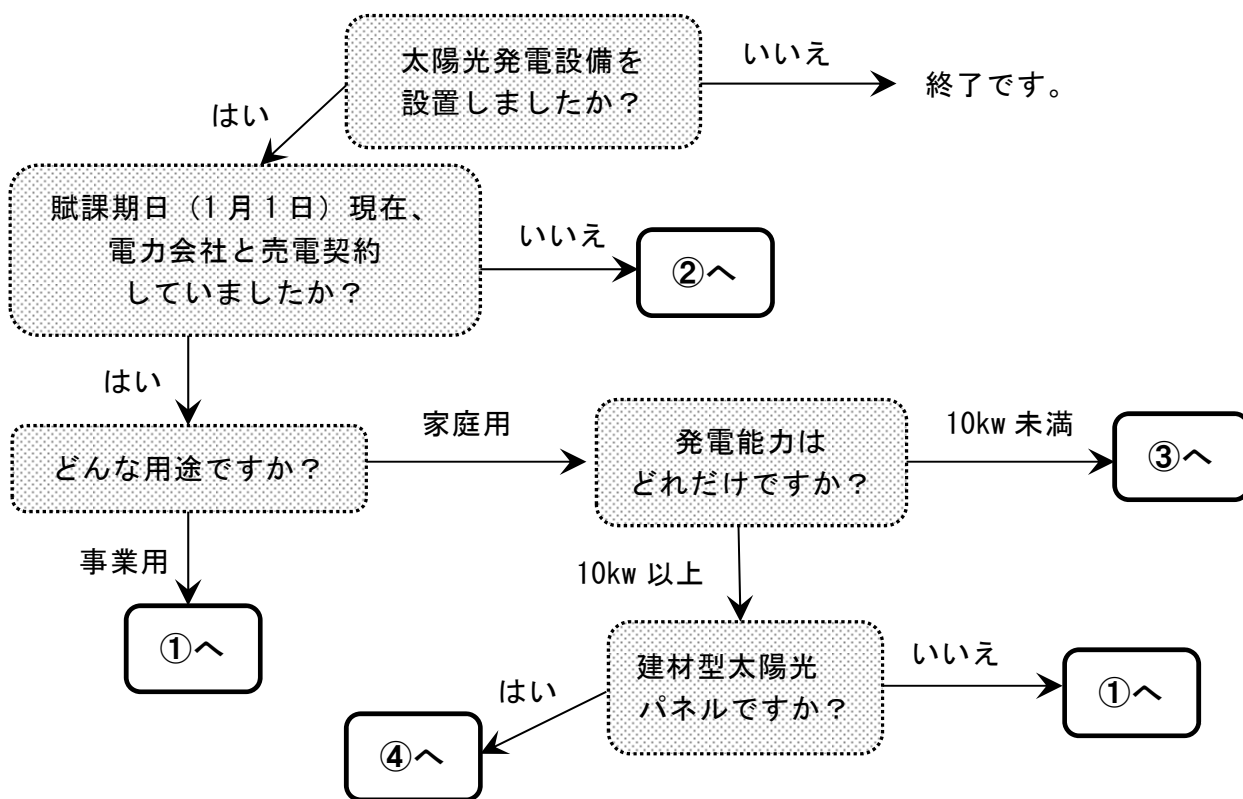


太陽光発電設備の判定フローチャート



建材型太陽光パネル……屋根建材として使われているパネルで、架台（レール）等の上に設置されたものとは異なります。

判定結果

	説明内容	課税対象の有無	
		家屋	償却資産
①	事業用資産と見なされ、課税対象となります。償却資産の申告が必要です。	×	○
②	今年度の償却資産の申告は不要ですが、賦課期日（1月1日）以降に電力会社と売電契約を締結・稼働した場合は、翌年度に償却資産の申告が必要となる場合があります。	×	△
③	家庭用太陽光発電設備の発電能力が10kw未満の場合、事業用資産と見なされないため償却資産の申告は不要です。10kw未満であることを、税務課へご連絡ください。	×	×
④	建材型ソーラーパネルは、固定資産評価基準により家屋の一部として評価するため、償却資産の申告は不要です。ただし、接続ユニットやパワーコンディショナー等の申告が必要です。	○	△